## 脱炭素社会に向けた住宅と建築物に関する行政の施策

~建築基準法の改正等について~

## 国土交通省住宅局木造住宅振興室 課長補佐 長岡達己 氏

2021 年に閣議決定された地球温暖化対策計画によると、2030 年度までに 温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減することが求められています。建築分野は木材利用の 40%を占めるだけでなく、エネルギー消費の 30%を占めることから、その達成には木材利用の促進や省エネ対策の加速が課題となっています。これらの課題を解決するために建築基準法の改正や様々な支援策が実施されています。木材産業がこれらの建築分野の課題解決に果たす役割は大きいことから、法制度への理解を深めるとともに、支援制度を積極的に活用することが不可欠と考えられます。



そこで、2023 年 2 月の月例研究会では、国土交通省住宅局木造住宅振興室課長補佐の長岡達己氏を講師にお招きし、同省が進める住宅および建築物に関する施策についてご講演いただきます。具体的には、建築基準法の改正に関連して、建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直しおよび検査に関する特例、構造計算の合理化、防火規定の合理化などについて解説いただくとともに、住宅および建築物に関する支援策についても情報提供していただく予定です。多くの皆さまの参加をお待ちしております。

□日 時: 2023年2月9日(木) 17:30~19:00(17:15より配信開始)

口会 場: ZOOM を利用したオンライン会議

口主 催: 木材利用システム研究会

口参加費: 会員:無料、非会員:3,000円

口申込期限: 2023年2月6日(月)

口申込方法: 研究会 HP (https://www.woodforum.jp/) よりお申込み下さい。

※ZOOMへの登録方法については、お申込みいただいた方に、

研究会前日の午前中にお知らせする予定です。

木材利用システム研究会事務局:(幡、長坂、知念)

東京都文京区弥生 1-1-1、7 号館 B 棟 438 室 〒113-8657

東京大学環境材料設計学研究室内

電話:03-5841-7506 FAX:03-5841-0915

メール: info@woodforum.jp